

## 平成25年度事務事業評価調書〔ソフト事業〕

事務事業コード

13321016

平成25年度作成

平成24年度  
実施事業

事務事業名 総合相談支援事業

区分	No	名 称				
章	1	やさしさと共生するまち				
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる				
施策	3	障がい者福祉の確立				
小分類	2	障がい者（児）の自立支援				
主要な施策	1	①生活支援の充実				
事務事業番号	016	事業開始年度 平成 18 年度	事業終了年度 平成 一 年度	会計種別 一般会計		

部 名	保健福祉部	グループ名	障害福祉グループ
-----	-------	-------	----------

## 事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	・指定相談支援事業所による障がい者等への相談・情報提供・住宅入居支援等を実施し、障がい者等の権利擁護を目的とする。 ・地域におけるニーズや課題を協議し、改善、解決することを目的に障害者地域自立支援協議会を設置する。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成24年度の実績を具体的に記入してください)  障がい児・者の地域生活を支援するために、障がい児・者のニーズと地域の社会資源を適切に結びつけ、安心した自立生活を送れるよう相談支援を行う。この相談支援は、市の窓口で実施する相談業務のほか、相談支援専門員を配置する事業所に市が指定事業所として委託することができ、登別市は登別市総合相談支援センターenに委託を行っている。相談事業は、個々の個別的な相談のほか、サービス利用計画書に基づく継続的かつ総合的な相談支援、居住サポート、研修事業を行っている。 障害者地域自立支援協議会の、専門部会である発達障がい児・者支援部会では、ライフステージに合わせた事例検討や、発達障がいの理解を深めるための研修会を開催し、就労支援部会で今後の障がい者就労についての検討や、研修会を実施した。
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方針を具体的に記入してください)  障がい児・者が個々のニーズに合わせた地域生活が送れることを目指す。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください) 障害者自立支援法、同法施行例、登別市相談支援事業実施要綱、登別市住宅入居等支援事業実施要綱、登別市障害者地域自立支援協議会運営規則

## 事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区 分		単位	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 当初予算	H26年度 見込	H27年度 見込
国庫支出金	名称	障害者地域生活支援事業費補助金	千円	43	0		
道支 出 金	名称	障害者地域生活支援事業費補助金	千円	21	0		
地 方 債	名称		千円				
そ の 他	名称		千円				
一 般 財 源	名称		千円	15,274	15,182	15,034	15,034
事業費 合計				15,338	15,182	15,034	15,034

## 指標の推移

《Check》

区 分		単位	区分	23年度 実 繢	24年度 実 繢	25年度 目 標	26年度 目 標	27年度 目 標
成果指標	① 相談支援委託事業所数	箇所	目標値	2	1	1	1	1
			実績値	1	1			
	② 相談等件数（直接的相談・集団活動・個別支援の月平均）	件/月	目標値	242	270	270	270	270
			実績値	273	297			

## 比較

《Check》

平成24年度実施以前又は実施中に見られた課題、問題点等	左記の解決に向け行った取組や対策、工夫等
障がい児・者個別の課題や悩みを解決するため、総合相談支援をはじめ、登別市障害者地域自立支援協議会の専門部会を立ち上げ、地域課題の解決を目指す。	<p>専門部会を再編し、今後の障がい児・者の課題解決に向けた取り組み方法を検討する。</p> <p>また、自立支援協議会の先進地から講師を招き、支援者・当事者を対象とした研修会を実施した。</p> <p>今後、自立支援法の改正により相談支援のあり方を更に充実させることになっている。</p>

## 担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可）

《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市が主体に行うべき事業である <input type="radio"/> ② 民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である <input type="radio"/> ③ 国、道、他団体等との連携や広域化が可能である <input type="radio"/> ④ 国、道、民間等の事業と重複・類似している	判断理由及びその他所見	障害者自立支援法において、市が主体的に行うこととなっている。
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市民、団体等から具体的な要望がある <input type="radio"/> ② 市民アンケートの結果から必要性が高い <input checked="" type="radio"/> ③ 社会情勢、地域事情等から必要性が高い <input type="radio"/> ④ 市民の大部分が関連することから必要性が高い	判断理由及びその他所見	相談件数が増加し、相談内容も広範囲で専門的になっている。相談者が安心して地域生活を送ることができるよう手助けできている。
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 低予算、少労力で高い効果をあげている <input type="radio"/> ② 市で実施するほうが民間委託より効率性が高い <input checked="" type="radio"/> ③ 多額の経費や労力を要するがやむを得ない <input type="radio"/> ④ 将来的に効率性を向上できる	判断理由及びその他所見	相談者の課題等は多岐にわたり、これに対応するには、経費とのバランスは取れなくともやむを得ない。
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<input checked="" type="radio"/> ① 成果指標の向上が見られる <input type="radio"/> ② 市民、団体等の声から成果を感じられる <input type="radio"/> ③ 目に見える形で成果があがっている <input type="radio"/> ④ 成果の把握は困難である	判断理由及びその他所見	相談支援は、個々のニーズの違いにより、成果もそれぞれ違うため、成果把握は困難であるが、一定の効果は感じられる。

## ①担当グループによる評価

《Check》

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	障がい児・者にとって地域で暮らしていくために必須の事業であるため。
-----------	----------------------	-----------------------------------

## ②行政評価会議による評価

《Check》

<b>維持</b>	備考
-----------	----

## ③総合的な評価（当該事務事業の方向性）

《Action》

<b>維持</b>	備考
-----------	----

## 〔評価区分〕

- ◆拡大（事務事業の目的を達成するために事業の規模や経費の大幅な変更が必要な事業）
- ◆維持（事業内容の根幹にかかわる部分については変更せず、不断の点検・検証による効率的な経費の活用や軽微な見直しを行い、継続的に実施する事業又は、事業計画等で予め年次的に実施する事業内容等を定めており、実施年度によって経費や実施個所等に変更が生じる事業）
- ◆改善（当該事業の目的を達成するために、現状の手段や経費、事業の方向性等、事業の根幹に関わる部分について見直す事業）
- ◆休止（暫定的に休止する事業）
- ◆廃止（事業の開始当初から目指していた成果が得られたなど、目的が達成された事業）
- ◆終了（事業の開始当初から予定していた事業期間が終了した事業）